

平成十七年十月三十一日提出
質問第五九号

公益法人への財政負担縮減及び入札の公開・透明性に関する質問主意書

提出者 小宮山泰子

公益法人への財政負担縮減及び入札の公開・透明性に関する質問主意書

政府は補助金や委託費を支出している公益法人との関係において、(一) 委託や推薦等の係わる事業の見直し(二) 公益法人への補助金・委託費など財政負担の縮減・合理化(三) 官民役割分担の徹底、役員報酬に係わる助成は行わないこととし、これら公益法人の改革について平成十七年度末までのできる限り早い時期に実行するとしてきた。

関連して、以下質問する。

一 国の補助金等は国民の税金である。現状では国の事務・業務を公益法人等に行わせる場合、随意契約による場合が多いと理解しているが、政府は公開入札を活用して透明性を高めるべきだと考える。そのため政府はどのような措置をとっているか。

二 公益法人改革により、補助金等の丸投げ、丸抱えの法人はなくなったか、現状はどうか。

三 法律によって特定の公益法人を指定し、国の業務を行わせるとしている法律を列記し、特定の公益法人を指定する理由をそれぞれの法律について説明されたい。

四 法律等による指定から登録制に移行した国の事務・事業であっても、これまでの指定法人が国の事務・

事業のほとんどを引き受けているのが実情ではないか。そこで、新規に民間企業、NPO、組合等が登録法人として国の事務・事業をどれぐらい行っているか、事務・事業数の全体に占める割合を示し、今後の展望について説明されたい。

右質問する。